

# 子ども食堂運営規約

(名称)

第1条 当会は、\_\_\_\_\_ (以下、当会という。) と称する。

(目的)

第2条 当会は、18才未満の子どもたちが、健全に成長していける環境づくりのために、様々な団体、グループ等が、ボランティアで生活困窮家庭の子ども等へ栄養バランスのとれた食事を安価で提供する活動(以下、「子ども食堂」という。)を奨励するための補助を行うことを目的とする。

2 前項の目的に賛同する市民、企業又は団体等からの寄付を集約するために、当会に子ども食堂支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

3 基金は、市民、企業又は団体等からの寄付金をもって原資とする。

(活動)

第3条 当会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 基金への寄付等と呼びかける普及啓発活動

(2) その他、目的の達成のために必要な活動

(会員)

第4条 当会は、5名以上によって組織する。

2 当会の目的に賛同し、支援協力ができる者については、会長の承認のもと会員となることができる。

(役員)

第5条 当会には、会長1名、副会長1名、監事1名の役員を置くこととし、会員の互選により定める。

(代表)

第6条 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

(運営委員会)

第7条 当会は、当会の運営及び基金の管理を円滑に行うため、会長が年1回以上招集して運営委員会を開催するものとし、会長は議長を務める。

2 会長が出席できないときは、副会長が議長を務める。

3 運営委員会の決議は、出席した会員の多数決によって決める。同数の場合は、議長の決定が優先する。

(事務・会計)

第8条 当会の事務は、会長が個人又は団体に委任することができる。委任された個人又は団体は、当会の活動を円滑に遂行するために必要な事務を行う。

2 当会の会計は、前項により委任された個人又は団体の事務担当者が処理する。

3 監事は、当会の会計を監査する。

(活用)

第9条 基金は、当会の活動にかかる経費に充当する。

(解散)

第10条 当会は、基本財産の滅失その他の事由による当会の目的である事業の成功の不能、その他の事由によって解散する。

2 当会が解散した場合における残余財産は、運営委員会の決議を経て、非営利団体に寄付する。寄付先については、運営委員会が決定する。

(規約改正)

第11条 本会の運営に規約改正が必要な場合は、運営委員会の決議を経て定める。

(その他)

第12条 この規約に定めることのほか、運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。